

我が國上代に於ける家族道德思想の研究

— 家族名稱を手懸りとせる —

木村俊夫

— 家族名稱の研究 —

第一節 夫婦間に於ける名稱

一 フ と メ

大國主神と此の神をめぐる幾柱かの女神との戀物語は古事記神話の中で最も美しい抒情的な部分であるが、その中でも嫡后須勢理毘賣命との問答歌は優れて美しい。その歌の中に次の様な箇所がある。

八千矛の 神の命や あが大國 主こそは 男(遠)にいませば うちみる しまの崎崎 かきみる いその崎お
 ちす わかくさの つまもたせらめ あはもよ 女(賣)にしあれば 汝を除て 夫(遠)はなし 汝を除きて 夫
 はなし……(岩波文庫本に據る) (内は原文使用文字)

此の歌は嫡後の激しい嫉妬に弱り果てた大國主神が出雲から倭國に上らうとして裝束をつけ馬にのりかけたところを、須勢理毘賣が別れを悲しんで之を引き留めようとして詠んだものである。右に掲げたのはその歌の前半に過ぎないが、そこに『遠』といふ字が二回用ゐられてゐる。之をヲと發音すべきは言ふまでもない。が兩者の中前者は男、男性の意に用ゐられて居り、後者は夫の意に用ゐられてある。即ち右の歌に於けるヲといふ言葉は一般男性を意味し

たと同時に、特定の男性たる夫をも意味したか、或は一般男性をも共にヲといふ言葉で呼んでゐたかといふ事になる。

男性の側にさういふ言葉があるとすれば女性の側には如何であらうか。右に掲げた歌の中に『賣』といふ字があるが、之は勿論メと發音すべきである。此のメは、同じく大國主神の訪れを受けた高志國の沼河日賣の歌に、

八千矛の 神の命 ぬえくさの 女(賣)にしあれば わがこゝろ 浦渚の鳥ぞ いまこそは……………

とある。そのメと同じく單に女、女性といふ意味に用ゐられて居る。がまた特定の女性たる妻のことを指す場合もある。

即ち萬葉集の歌に、

父母乎 美禮婆多布斗斯 妻子美禮婆 米具斯宇都久志 余能奈迦波……………(八〇〇)

……父母波飢寒良牟 妻子等波 乞旦泣良牟……………父母波 枕乃可多爾 妻子等母波 足乃方爾……………(八九二)

荒雄良者 妻子之産業乎婆 不念居 年之八歳乎待騰來不座 (三八六五)

父母乎見波多布斗久 妻子見波 可奈之久米具之……………(四一〇六)

等とあり、此の場合、『妻』の字は「妻—子」と熟してメ—コと訓むのが古來の定説である。即ちメに對しては妻の字が當てられ、その意味する所は文字通りである。

以上見た如くヲもメも共にそれ〴〵の性即ち男或は女一般を意味すると同時にそれ等の中の特定の者即ち夫或は妻をも意味した。が、それは一體如何なる理由に基いてさうなつたのであらうか、またそれは何を意味するのであらうか。

此の問題を考察するのに當つては、先づ此等の語がもと何を意味したかを語源的に究明すると共に、一方當時夫或は妻を呼ぶのに、他に如何なる言葉を以てしたかを考慮せねばならぬ。後の問題に於けるその一々に就ては本節二以下に述べるが、今日我々の用語法に於ける様な、即ち夫或は妻といふ様な言葉は當時存在しなかつた。夫をセと呼

ぶ事あるも、セは必ずしも夫ならず、妻をイモと呼ぶ事あるもイモは必ずしも妻ならず、妻をツマと呼ぶと同時に夫をもツマと呼んだ。同様にして夫をヲと呼ぶ事あるもヲは必ずしも夫ではなく、妻をメと呼ぶことあるもメは必ずしも妻ではなかつた。斯様にして、當時に於いては今日の我々の用語法に於ける如き夫とか妻とかいふ唯一義的な稱呼は存在してゐなかつた。否、未だ成立してゐなかつたと言ふべきであらう。何故なら、後にも述べる様にそれは成立の途上にあつたからである。然し、それはさう云ふ言葉がなかつただけで、夫といふ存在、妻といふ存在を知らなかつた、といふ譯ではない。唯それを言語的に明確に表現規定する所まで意識が開發されてゐなかつた、といふ丈のことである。之も後に述べるが、當時に在つては兄、姉、弟、妹等に對してもそれぞれを意味する唯一義的な稱呼は未だ成立してゐなかつたのである。然るに既に斯る人倫的稱呼を完成したる大陸の思想文化に觸れるに及んで、從來の稱呼もまたその用法も著しく變化し、やがて唯一義的な稱呼の成立を見るに至るのである。

然しさういふものゝ成立以前に於いて、例へば夫を呼ぶに男性一般をも意味したヲといふ言葉を以てしたとか、妻をも意味するツマといふ言葉を以てしたとか言ふこと等の中に、當時の倫理思想の一斑或は上代人の夫觀等を窺ふに足るものがあると考へられるのである。勿論、例へば夫を呼ぶに男性一般をも意味したヲといふ言葉を以てした、といふ一事のみから考察を進めようとする事は危険でもあり、到底不可能であらう。夫の事を他に如何なる言葉で呼んでゐるか、さう云ふ他の問題との聯關に於いて考察せらるべきであらうと思はれる。そこで本項に於いては問題を未解決に残したまゝで次項に移らう。

註一・二 記傳、全集本、五四二・五四三頁參照。

註三 記傳、全集本、五二四・五四三頁參照。

註四 萬葉集の中でも『妻』の字をツマと訓んでゐる歌もある。然しこゝに掲げた歌に於てその意味する所が妻であるとしても、之を直ちにツマと訓んだのでは歌としての調子が亂れてしまふ。矢張りメと訓むべきであらう。

註五 此の間の事情に就ては、高橋俊乘「我國古代の道徳と儒教」(『哲學研究』自第一一四號至第一一八號)參照。

二 ツ マ

前項に掲げた須勢理毘賣の歌、

八千矛の 神の命や あが大國 主こそは 男にいませば うちみる島の崎崎 かきみる いその崎おちず、わ
かくさの つま(都麻)もたせらめ あはもよ 女にしあれば 汝を除て 夫はなし 汝を除て 夫(都麻)はなし
……

に、ツマといふ言葉が二回見えて居るが、二者の中前者は妻を意味し、^{註一}後者は夫を意味して居ることは明らかである。

斯くの如きツマといふ語の用法は他の場所に於ても多く見られる。即ち前者の例としては、大國主神が倭へ立つに當り須勢理毘賣に向つて歌つた歌の終りの結びに、

……わかさの つま(都麻)のみこと ことのかたりごとも こをば

とあり、また是より先同じ神が高志國の沼河比賣を婚ひに行つたときの歌にも、

八千矛の 神の命は 八島國 つま(都麻)負きかねて……

とある。後者の例としては古事記によれば、吉備の黒日賣を訪ねられた仁徳天皇が都へ上られる時、黒比賣が獻つたといふ歌に、

倭方に ゆくはたがつま(都麻) 隠水の 下に延へつゝ ゆくはたがつま(都麻)

とあり、また日本書紀によれば仁賢天皇紀六年の條に、

於母亦見。於吾亦見。弱草吾夫何憐矣。

とある。此等は夫をもツマと呼んだことのない例證であらう。また萬葉集の中には兩者の例が極めて豊富に見られる

こと勿論である。

今日の我々の用語法に於ては、一般には妻を指すが、また或場合には稀に夫をも意味することもある。之は右に見た如き上代の用語法がそのままに傳へられたものであらう。

ところで上代に於て夫と妻とその何れに對してより多く用ゐられてゐるか云ふに、統計の示すところに依れば次の如くである。

夫をツマと呼ぶ場合

古事記

萬葉集

妻をツマと呼ぶ場合

(動物に妻と言へるは省く)

一一三 一〇〇

即ち古事記に於いても萬葉集に於ても妻を指して云ふ場合の方が多かつた。今日の狀態は此の傾向が一層甚しくなつたものといへよう。

斯る傾向を逆に今日より當時を超えて遙かに古い時代に溯らせて考へると、或は夫に對しても妻に對しても同じ程度に用ゐてゐたのではなからうか、と云ふことも考へられるのである。事實、須佐之男命が櫛名田比賣を得て出雲國の須賀に宮を作られた時の御歌に、

やくもたつ出雲やへがきつま(古事記では都麻)隠みにやへがきつくるそのやへがきを
とある。その中のツマといふ言葉は夫と妻即ち夫婦を兼ねてゐるのである。

以上見來つた如き此の語の用法から推して、語源論はさて措くとしても、此の語そのものは一體如何なる意味を持たせられて居たのであらうか。如何なる意味を持てばこそ右の如き用法が可能であつたのであらうか。またさう云ふ意味がこの語に含ませられてゐたといふことは一體何を意味するか。

宣長は古事記傳の中で此のツマと云ふ言葉を説明して「俗に都禮阿比といふにあたり」
と言つてゐるが、至當の言であらう。今日の我々の言葉で云へば「配偶者」であらう。連合とか配偶者とかいふ意味

であれば、何れの側から何れを呼んでも差し支へはないわけである。兩方にとつて兩方がお互ひに連合であり配偶者であれば、兩方を兼ねて言つてもまた差支へない筈である。當時に於いてツマといふ言葉の意味がさうであつたとすれば、日本語の語源的研究は今日迄の所では學術的に言つて未熟不正確であるが、ツマに關して、「ツはツラ(連)の語幹、マはミ(身)の轉音……連身の義から配偶者となつたので口語のツレアヒと同義である。」松岡靜雄「日本語大辭典」八七四頁)、或は「ツマといふ語は友といふ語と同統にて、ツは連、番等のツ(賀茂百樹「日本語源」下七八頁)といふ様な語源説があるのを、無下には却けるわけにゆかぬであらう。

以上見來つた如く連合とか配偶者とかいふことがツマといふ言葉の意味であり、ツマと言ふ言葉によつて夫或は妻といふ存在を呼んでゐたとすれば、當時の人々の夫觀、妻觀といふものがそこに窺はれるのである。然し夫をも妻をも共にツマと呼ぶ、さういふ意識は唯僅かに夫或は妻の存在を、男性若しくは女性一般の存在の中からその男女性別の原理を無視して、「未婚者——既婚者」「誰れの配偶者でもない者——誰かの配偶者たるもの」といふ如き差別原理により、際立たせる、さう云ふ意識でしかない。

然しさう云ふ意義であつても既にそれは夫婦關係と一般男女間の親愛關係とを區別し得たものである。前項に於て見たヲとメは、ツマの場合に取り上げない男女の性別を原理として、夫と妻の區別を示すものであるが、ツマの場合の如く、未婚者、既婚者の別を判然と示すべき何等の徵表も持たない。つまり「ヲとメ」の段階或は意識層に於いては既婚男性としての「夫」と既婚女性としての「妻」なる存在はあつてもその概念が、少くとも稱呼が、未だ成立してゐなかつたのである。

註一・二 記傳、全集本、五四二——四頁参照。

註三 高橋俊乘「我が國古代に於ける道徳と儒教」(「哲學研究」、第一一五號七一頁)に據る。此の統計の數字に對しては、後にも述べるが、必ずしも全幅的信頼は置かない。然し小論に於ては斯ういふ數字を一々自ら當つて出すといふ程の暇もないから、

一應高橋氏のを借りておく事にする。

註四 記傳、全集本、四五二頁参照。

註五 全集本、四五二頁。

註六 アリストテレスは、その著「ニコマケア倫理學」の中で、「人間は配偶的動物である」と云つたが、ツマの場合は、斯くの

如く人間一般を云ふのではない。

註七 従つて高橋氏が「哲學研究」(第一一五號七四頁)に言はれてゐる事は些か賛成し難いのである。

三 七 と イ モ

既に見來つた如く上代に於ては夫或は妻おつとを呼ぶにヲ或はメ、或はツマといふ言葉を以てしてゐるが、實際最も多く用ゐられた言葉はセ並びにイモであらう。今萬葉集のみに就てその使用頻度數を見るに次の通りである。

ヲ

メ

ツマ(夫)

ツマ(妻)

セ

イモ

五 } 註一

一〇九 } 註二

一〇九 } 註三
四二六

然らば此の言葉が最もよく夫或は妻おつとといふ存在の特殊性を表現して居るか、といふに實はさうではないのである。何故なら、此の言葉は單に夫とか妻とかを意味する許りでなく、兄弟姉妹の間で、或は親しい男女の間、或は友人の間でも相互の稱呼として用ゐられてゐる。例へば萬葉集に就て云へば、先づセは、

夫の意味のセ

一〇九

同胞關係を示すセ

四

その他男女間で用ゐたセ

二

親しき男子間で用ゐたセ

四二

であり、イモは、

妻・戀人の意のイモ

四二六

同胞關係を示すイモ

二

その他の男女間に用ゐたイモ

一一二

親しき女のみで用ゐたイモ

九

といふ状態である。^{註四}成程セは夫に、イモは妻に對して最も多く用ゐられては居る。然しまたそれは僅かの例しかないが、兄弟姉妹、友人等に對して用ゐられてゐるのである。右の表は萬葉集に就てであつたが、古事記に於てはむしろその反對の現象が見られるのである。^{註五}即ち先づセは、

夫の意味のセ

二

兄弟關係を示すセ

四〇

親しき人を意味するセ

一

の通りであり、イモは、

妻・戀人の意のイモ

一四

兄妹・弟姉關係を示すイモ

四七

といふ工合である。^{註六}此等を綜合的に眺めると、セとかイモとか云ふ言葉は夫とか妻とかを唯一義的に意味するのではないことは勿論、多くの場合に於いて夫とか妻とかを意味した、とも云ふ事が出来ない。

然らばセとかイモとか云ふ言葉は一體何を意味したか。之については次節同胞關係のところでもう一度考察するが、こゝでは之に關する宣長の次の様な説を一應承認しておかう。古事記傳注七によれば既に黄泉戸喫をした伊邪那美命が黄泉國まで尋ねて來た伊邪那岐命に向つて言はれた「我那勢命」といふ言葉の解釋の條に、

那は汝、勢は兄にて、凡ては夫婦兄弟の間のみならず、女を妹と云如く、「中略」凡て男を尊み親て呼ぶ稱なり、書紀に、吾夫君此云阿我儼勢あがなせとあり、これは此の一義に就て書る文字なり、「夫君の字是那勢の凡ての意にはあらず」袁祁命は御兄を指て汝兄と詔ひ、「中略」又御弟の須佐之男命をしも、我那勢命と天照大神は詔へり、
 ……(傍點筆者)

と述べてゐる。即ち宣長によれば、セと云ふ言葉は男性一般に對する尊敬・親愛の情を籠めた稱呼なのである。之に關しては白鳥博士も語源的硏究の方から、「昔」と同じく、「上」「高」の義から「兄」「夫」と轉じた言葉故、一つの敬稱であると結論して居註九られる。

またイモに就て宣長は、神代七代稱生神出現の條の解釋の中で次の様に述べてゐる。即ち

伊毛とは古へ夫婦にまれ兄弟にまれ他人まがひとどちにまれ、男と女と變ぶときに其女を指て言稱なり、…夫婦の間にて、妻を妹いもと言ふことは、世人もよく知れることなり、然るを書紀に、雄略天皇の、皇后を指して吾妹と詔へるを註して、稱妻爲妹、蓋古之俗乎、とあるはいかにぞや、…さて又他人どちの間にも、男の女を指て妹と言ふことも、萬葉などに甚多し、「但し十二卷に、妹といへばなめしかしこし、しかすがにかけまく欲き言にことばあるかも、とよめるを思へば、敬ふべき人をばいはいざりし稱にこそ、」然るをやゝのちには、女どちの間あひだにても稱ふことゝなれりき、…(傍點・圓筆者)

右に見た宣長の説に従へば、セは男に對する尊稱或は敬稱であり、イモは男からのみ言ふ女に對する愛稱である。従つて夫をセと云ふことあるもセ必ずしも夫ならず、妻をイモと呼ぶことあるもイモ必ずしも妻ではない。つまりセ

と言ひ、イモといふも唯一義的に夫や妻を意味する言葉ではないのである。しかるに夫や妻を云ふに此の言葉を以つてするのは先にも見た如く、當時にあつては、夫や妻を唯一義的に表現する稱呼がまだ成立して居なかつたことに由るが、また一方に於ては、夫的存在、妻的存在に對する當時の人々の率直公明なる敬愛の念が然らしめたのであると思はれる。

ヲとメは言葉としても一つの對偶をなしてゐること既に見た如くであるが、セとイモは如何であらうか。古事記黃泉國の段の岐美二神の對話に、

○爾自 殿腰戸 出向之時。伊那那岐命語詔之。愛我那邇妹命。……爾

伊那那美命答曰、……愛我那勢命。……

○度ニ事戸一之時。伊那奈美命言。愛我那勢命。……

……爾伊耶那岐命詔。愛我那邇妹命。……

とあり、また萬葉にも

○言不問 不問妹與見 有言乎 直獨子爾 有之苦者 (一〇〇七)

○……伊母毛勢母 和可伎兒等毛波 乎知許知爾 佐和青奈久良牟…… (三九六二)

○後居而 戀乍不有者 木國乃 妹背乃山爾 有益物乎 (五四四)

○大穴道 少御神 作 妹勢能山 見 告 (一二四七)

とあるより見れば、男・女或は兄・妹、弟・姉或は夫・妻といふやうな對偶的存在に對して、口調の關係ではあらうが、女性の方を先としてイモ・セといふ形で用ゐられて居ることが分る。

然し對偶的に用ゐられてゐると言つてもそれは或一定の間柄に在る男女間に於てのことである、と言ふのは、宣長が、言つてゐる様に、セは「凡て男を尊み親みてよぶ稱」であり、イモは「敬ふべき人をばいはざりし稱」である。

宣長が引用した萬葉の

「妹登曰者（いへといは） 無禮恐（むれいおそ） 然爲蟹（しかりかこいし） 懸卷欲（かきまきほほ） 言適有鴨（ことどもあり）」（二九一五）

なる歌は、此の言葉が、女性を親しんで呼ぶにしても尊んで呼ぶ言葉ではないことを極めて明瞭に物語つてゐる。次に於て考察する如く、弟から姉を呼ぶにイモとは言はなかつた所以である。（註一〇）

さて、斯る意味限定を持つた此の言葉を以て、夫は妻を呼び妻は夫を呼んだとすれば、兩者は相互に如何なる態度で相手に對して居たか、或は相手を如何に理解し、把握して居つたか、察せられよう。此の時なほ神代紀國生みの條に、

……陽神左旋。陰神右旋分巡國柱同會一面。時陰神先唱曰。意哉遇可美少男焉。

……陽神不悅曰。吾是男子。理當先唱。如何婦人反先言乎。事既不祥。宜以改旋。

とあり、或は古事記の同じ條に

……如此之期。乃詔汝者自右廻逢。我者自左廻逢。約竟以廻時。伊耶那美命先言。阿那邇夜志愛上哀登古哀。

……後伊耶那岐命言。阿那邇夜志愛上志登賣哀。各言竟之後。告其妹曰。女人先言不良。

とあるのを想起すれば、此の神話の成立當時に於ては成程今日に於ける如き、夫とか妻とかいふ唯一義的な稱呼はなかつたにせよ、所謂「夫婦の別」といふ様な意識は既に成立してゐた、と見てよからう。ツマといふ言葉を夫婦何れに對しても用ゐるといふ事のみから、當時に於ては夫婦の別が嚴格でなかつた、といふ様な説には賛し難いのである。

註一 萬葉集總索引に據る。

註二 高橋氏の前掲勞作中の統計に據る。

註三 同右、但し今日云ふ如き判然とした夫とか妻でなく、戀人とか情人とか云ふ様な存在をも含めて計算してある。といふのは

萬葉の歌に於て正式の夫妻と戀人を列別するのは困難であり、また之は後に本論に於て觸れるが、事實一般社會に於てさうした區別が確立してゐたわけでもない様である。また此等の數字も、研究者の見解の相違による原本の訓み方如何で、幾何かの變動がある筈である。事實自分の行つた分類統計の結果と高橋氏のそれとの間には、大分相異がある。然し現在の自分には此等に就いて一々最密に當つてゐる事は違が許さぬ故、高橋氏の分類統計に従ふ事にする。此様な勞を厭はず實例の蒐集統計を遂行せられた同氏に對しては深く敬意を表する次第である。

註四 何れも高橋氏に據る。

註五 兩者の間ト表が示す様な顯著なる相違が、生じた事の一つの理由としては、古事記は系譜の書であり、萬葉集は先づ相聞歌集だ、といふ事が考へられる。

註六 高橋氏に據る。

註七 全集本、二六四—二五頁。

註八 珍んで云ふの例としては、雄略紀並に允恭紀に天皇をセ、また親しんで云ふ例としては豐行紀に松をセと訓んでゐるのが見える。

註九 「國語に於ける敬稱語の原義」(『史學雜誌』、十七ノ十一)

註一〇 家持が伯母且妻の母をも妹と呼んでゐる(二六一九)のは例外であらう。

註一一 高橋俊乘「前掲書」七一頁。

四 ヒコヂ、ヲトコ、ヲトメ、コ

神代紀神世七代の條の第二の一書に

……于時國中生物。狀如葦芽之抽出也。因此有化生之神。號可美葦芽彥舅尊。……彥舅。此言比古泥。

とある。ヒコヂといふ言葉はこゝでは神の御名の一部となつてゐるが、古事記に於ては明かに夫と云ふ意味に用ゐられてゐる。即ち須勢理毗賣は大國主神の嫡后であるが、此の二柱の神の愛情の葛藤を物語るところの古事記の記述に、

我が國上代に於ける家族道德思想の研究

其神(大國主)之嫡后須勢理毗賣命。甚爲嫉妬。故其日子遲神和備弓。以_三音_三自_三出雲將_上坐倭國。(國史大系本、以下同じ)

とあるが、此のヒコヂは須勢理毗賣の夫大國主神に他ならない。また海幸山幸の物語の終曲を彩る、火遠理命と豊玉毗賣とが各々愛情を籠めた歌を贈答する條に、

…附_三其弟玉依毗賣_二而_一獻_二歌_一之。…爾其比古遲_三以_三音_三答歌_一曰。

とある。此のヒコヂも亦豊玉毗賣の夫火遠理命に他ならない。右に見る如くヒコヂといふ言葉はそももとの意味が何であれ、兎に角妻に對して夫を指して言つてゐることに間は間違ひなからう。右の豊玉毗賣が是より先火遠理命の御子を産むに當り、「其日子」に向つて「凡他國人者。臨產時。以_三本國之形_一產主。故妾今以_三本身爲_一產。願_二勿_一見妾」と言つた。その「日子」は勿論豊玉毗賣の夫火遠理命であるが、此の「日子」に就いて宣長は、前掲の用例を擧げて、「…とあるに同じければ、遲_レの字_レの脱_レたるなり、故_レ比古遲_{と訓_レべし_一」^{註一}と述べて居る。宣長に従つて此の「日子」をヒコヂと訓むならば、前述の見解は一層支持を受くるものとなるであらう。}

宣長は此のヒコヂといふ言葉の用法に關して、或は右の「日子」の訓み方に關して論じた後に

師はこれを、御子あるに對_レて彦父_{と云なるべし}と言れしかど、いかゞ、其の意としては、彼の八千矛神段なるにかなはず(傍點筆者、以下同じ)

と續け、また他の箇處で

夫妻のうへの事を云時に、其夫を指して言稱と聞ゆ…豊玉毗賣命の御歌の御答歌を擧ぐとて其御夫火遠理命の御事をも、如此申せり^{註二}

と述べて居る。

今、ヒコヂと對應する適當な言葉を知らぬが、然し此のヒコヂといふ言葉は「夫婦の上の事を言ふ時」、妻に「向_レ

へて」言ふ言葉である。然らば一體それのもともとの意味は如何なるものであらうか。宣長の言葉を借りて言へば、
 「比古は男を稱美て言ふ稱、^{註三}比は男を尊みて云稱」である。

即ち此の言葉は男性を稱美尊敬して云ふのであるが、そこには別段男性一般から夫といふ存在を區別する何物も含んでゐない。然しそれにも拘らずその用法は右にも見た如く、妻に「向へて」夫を言ふのである。然らば斯る言葉を以て夫を呼ぶといふことは、前項に述べたせの場合と同じく、妻に對する夫の存在の特殊性、此の場合には、尊卑等の如き人倫的序列から云つて、その上位、優位を示すものである、といつてもよからう。また、さう云ふ言葉であればこそ、「國雅如^三浮脂^二而。久羅下那州多随用弊流之時。……如^三蕪牙^二因^三萌騰之物^二而成神^一」の名にも「宇摩志阿斯訶備比古遲神」といふ如き、名が見えても來るのであらう。

註一 記傳、全集本、第二、八六六頁。

註二 同右 五三三頁。

註三 ヒコヂといふ言葉は早く死語となつてしまつたのか、萬葉集には一つの例も見つかる事が出来ない。但し宣長が「於^レ是其妻須勞理毘賣命。以^三蛇比禮^二……授^三其夫^二云。」とあるのなどを、「其夫は、曾能比古遲と訓むべし」(記傳、全集本、四九〇頁)と述べてゐる。斯る例は別として、古事記、日本書紀を通じて見てもその例極めて少い。

今日の言葉では、一般にヲトコに對する語はランナ或はヨミナと考へられるが、ヨミナ(ランナはヨミナの轉じたもの)^{註一}は實はヲグナに對する語であつて、ヲトコに對する語はヲトメである。^{註二}それは古典中に於ける次の如き用例からも、推察せられるところである。即ち伊邪那岐・伊邪那美命が淤能基呂嶋に天降られ、御子生みを始められるに當り、天之御柱を中にして兩側より行廻逢はれた、その時の狀を古事記は次の様に記して居る。

……約竟以廻時。伊耶那美命先言。阿那邇夜志愛上、袁登、古袁。^{此十字以レ音。下效^レ此。}後伊耶那岐命言。阿那邇夜志愛上、袁登、

賣衰。(後云々は、前田家本、猪熊氏本に據りて補う。)

更往_レ邇其天之御柱如_レ先。於是伊耶那岐命先言阿那邇夜志愛衰登賣衰。後妹伊耶那美命言阿那邇夜志愛衰登古衰。

日本書紀はまた之を、

…分_レ巡國柱_二同會_二一面。時陰神先唱曰。意哉遇_二可美少男_一焉。少男。此云_二鳥等孤_一。…於是二神却更相過。是行也陽

神先唱曰。意哉遇_二可美少女_一焉。少女。此云_二鳥等咩_一。

と記し、萬葉集の哀世間難住歌には、

…遠等咩_レ等何。遠等咩佐備周等。可羅多麻乎。多母等爾麻可志。

麻周羅遠乃。遠乃古佐備周等。都流岐多智。許志邇刀利波挾。…(八〇四)

とあり、何れもヲトメを以つてヲトコに對應するものとしてゐる。

ところで、今日の用語例に於ては、ヲトコは童貞であるなしに拘はらず用ゐられるが、ヲトメは處女に對してのみ用ゐられる。童女であるなしに拘はらず用ゐられる言葉はむしろナンナである。然らば既に右に見來つたヲトコ・ヲトメの對應は一體何を意味するのか。既に右に掲げた日本書紀の記載に、「少男。此云_二鳥等孤_一」、「少女。此云_二鳥等咩_一」なる割註の文字があつた。また古事記には大國主神が八十神の難に遭うた條に、「塗母乳汁_二者。成_二麗壯夫_一。云_二衣等古_一」_{註四}とある。此等の例から推しても容易に察せられるが如く、ヲトコ・ヲトメのもともとの意味は、年少或はまだ若い男_{註五}・女といふことであらう。即ちヲトコ・ヲトメの「ヲト」は、語源を探ぐれば種々の説が出るであらうが、結局宣長の言ふ様に、「少(ヲト)は若きを云」_{註六}ふのであらう。

然らば若い女であれば處女でなくともヲトメと言つたであらうか。またヲトコは今日と同様童貞に對して許りでなく、一般に若い男に對して用ゐられたのであらうか。先づヲトメの方から始めよう。古事記によれば倭建命は、その

御臨終に際して嘗て契りを結ばれた美夜受比賣の許に解き置かれた劔を回想され、次の様な御歌を詠まれた、とある。

登登賣能。登許能辨爾。和賀淤岐斯。都流岐能多知。會能多知波夜。

また木梨之輕太子とその伊呂妹輕大郎女との悲劇的な戀物語とを潤色してゐる歌々に次の様なものがある。即ち郎女と始めて契を結ばれた後の太子の御歌として、

……和賀登布伊毛袁。斯多那辨爾。和賀那久都麻袁。許存許會波。……

とある。即ち太子は既に郎女をツマと呼んで居られるのである。ところが、此の戀が破局に陥つた時の御歌、

阿麻陀牟。加流乃袁登賣。伊多那加婆。比登斯理奴倍志。……阿麻陀牟。加流袁登賣。志多多邇母。余理温豆登富禮。加流袁登賣杼母。

には郎女をフトメとも呼んで居られる。しかし此歌につゞく他の歌にはまた、郎女をツマとも呼んで居られるのである。

宣長は右の様な例を指摘しつゝ「……未夫嫁ぬを言に似たれど然らず、既に嫁たるをも言」と断定してゐる。成程宣長の様に古事記の斯る記載をもその儘受容する立場からは、右の如き記載を以て直ちに、既婚者とか自分のツマとかをもフトメと呼んだ、と断定出来る。然し批判的な立場に立つと事はさう簡単に運ばないのである。即ち前掲の歌々と物語の本筋とが必ずしも一貫してゐない。即ち物語或はさういふ歴史的事件の進行と歌の成立とが必ずしも一つの軌道に乗つて居ない、といふ事である。批判的な見方をすれば總じて記紀等の歌物語の制作者が物語の本筋を潤色する爲に、多くはバラバラの既成の俗論を取り上げて織込んだであらう、といふことも充分考へられる。否それが大部分かも知れない。従つて前掲の如き材料に基いて宣長の様に直ちに断定を下すことは差控へねばならないが、また此等の歌物語の制作者の用語用法に對する注意や、歌物語の内容の一貫性に對する配慮と言ふ様なものをも、

相當程度に買つてやらなければならぬと思ふ。殊に輕太子の條では、ツマとかヲトメとかいふ言葉が多く歌の中に用ゐられてゐるから、若し此等の言葉の用法に異常があれば、制作者は恐らく之を見逃しはしなかつたであらうと思ふ。また此の際、日本書紀の編者も大體古事記と同様の歌を配しつゝ此物語を記述してゐる、といふ事を併せ考ふべきであらう。

次に之は今後の研究に俟つところ多いのであるが、萬葉集の歌に於て多く見られる所の衣の紐を結ぶとか解くとか言ふ言葉で表現して居る、さういふ間柄にある男女の關係は、既に單なる戀愛關係ではなくして、肉體的關係或は夫婦關係であらうと思はれるのであるが、若しさうであるとするならば、卷十四の相聞歌

筑紫奈留つくしな 爾抱布兒由惠爾にほふこゆゑに 美知能久乃可刀利乎登女乃みちのくのかりあひの 由比思比毛等久ゆひしひもとく (三四二七)

のヲトメは處女のことではなかつたであらう。むしろ妻とか情人とかを指して言つたのだと思ふ。

以上見來つた如くヲトメと云ふ言葉は、もともと若い女性を意味した。がそれがまた妻と言ふ謂はゞ特殊の女性に對しても用ゐられた、といふことにまた意義があると思ふ。即ち夫は妻に若さを求める、或は妻に對する親愛の情を妻の若さを指摘するといふ形で表現しようとした、といふ様な事が言へないであらうか。若しヲトメといふ言葉が斯るものであるとすれば、之と全く同じ様な構成をもつヲトコといふ言葉は妻の夫に對する同様なものを表現してゐると考へて差支へなからう。

註一 これを今、ランナと云ふは普通に類れたるなり(記傳、全集本、第一、一九一頁)。

註二 ラゲナ・ラミナのラは小、ゲとミはヒコ・ヒメ、イザナギ・イザナミ、アハナギ・アハナミ、ツラナギ・ツラナミ、或はカムロギ・カムロミ等の對偶に於いてそれ／＼が男性・女性の別を示すと同様、ナはナセ・ナネ・セナ等に於けると同様、親愛の意味を含めた語であらう。宣長が、記傳(全集本第三、一三四六—七頁)に倭男具那命の語の解説の條で、「具那は、妻

に因れる稱にて、宇那章^{ウナキョウ}、宇那と通ひて開ゆ……。」と述べてゐるが、此の考へは探らぬ。

註三 宣長も記傳（全集本第一、一九〇頁）に於て、ヲトコは「古は衰登^{ウツトメ}と對ふ稱にて、……。」と述べてゐる。尤も萬葉集の中には、秋野爾波^{あきのには} 伊麻已曾山可米母能乃布能^{いまにそゆかみもりのゆふの} 乎等古乎美奈能^{い、い、い、の} 波奈爾保比見爾^{なにはひみに}（四三一七）といふ如きものもあるが之は此歌の作者——それは家持であるが——ヲトコ・ヲトメの對應からヲトコ・ヨミナの對應へ漸時移行して行く過渡期に立つてゐた事を示すものであらう。私見を立てれば此の過渡期に於てヲトメはヲトコと對應する本来の意味から離れて、後註に述べる様な處女未通女と言ふ様な意味を狙ひつゝ獨立して行き、と同時にヨミナがヲトコと對應する事によつて、それから引き離されたヲグナは没落して行つたのではないか、と思ふのである。事實、ヲグナと云ふ言葉は記紀には、二三見えてゐるが萬葉には既に見えて居らぬ。

此歌に於ける「乎等古乎美奈能波奈」を男郎花^{おとこはな}・女郎花^{むすめはな}と稱する袖中抄以來の古説は探らぬ。むしろ華やかに着飾つた大宮人の男女と解する説を探る（鹿持雅澄「萬葉集古義」二一〇八—九頁、並に鴻巣盛廣「萬葉集全釋」第六册二六—七頁參照）。

註四 なほ火遠理命が海神の宮で豐玉毘賣に會はれる條に、「於非有光、仰見者。有麗壯夫。」^{調壯夫云云}とある、既に本文に掲げた方の割註で「壯夫」の訓方を是より先に規定してゐるのであるから、此の割註は重複してゐるわけである。

註五 松岡壽雄氏は「ヲチ」の轉呼であらうと言はれ、「新編古語辭典」六〇五頁、賀茂貞樹氏は「小つ」は「の」の意）の義であると言はれ（「日本語源・下卷」四六三頁）てゐる。前者の主張の根據は、萬葉の「和我佐可理伊多久久多知奴久毛爾得夫」^{くもにえとぶくすりにえりはむとむ} 摩多遠知米也母^{またとちめいも} 八四七）……月夜見乃^{つきよみの} 持有越木^{もちりこゑぎ} 伊取來而公泰而^{いとりきたりみよみ} 越得之卑物^{こえとくしひもの}（三二四五）等のヲチが初に返ること、若返ることを意味するといふ所にあるらしい。即ち問題のヲトは此のヲチの變化したものだ、といふのであらう。又後者の主張も、ツガトに變ずることは當然あり得ることであるし、全然無根とは云はれない。

註六 然らば今日の如きヲトコの語の用ひ方、即ち老年の男子もすべてヲトコと云ふ用の方はもと／＼の使用法から轉化して來て居るのである。宣長も「老たる若きを云はず、男はすべて衰登古と云は、後のことなり」^{記傳全集本第一、一九〇頁}と云つて居る。然しこの傾向は宣長も指摘して居る様に（記傳、全集本第三、一二三七頁）既に萬葉集に於いて見る事が出来るであらう。我が國上代に於ける家族道德思想の研究

らう。既に前注に掲げた四三一七の如きはそれであらうと思ふのである。

註七 記傳、全集本、第一、一九〇頁。

註八 猶萬葉集(二八六六、二三五六) 垂仁天皇記、田村榮太郎「日本風俗史」一二頁。松岡靜雄「日本古俗史」一三〇頁等参照。

註九 斯の意味と用法を持つたヲトメの語が今日の様に處女といふ意味にのみ用ゐられ始めた、さう云ふ傾向は既に萬葉集に於いて見ることが出来る。集中、乎等賣、乎登女等の字と共に未通女(一七五九、二三五一等)或は處女(五三、一八〇九、四二 一一等)といふ様な文字が用ゐられてゐるのは此のことを示すものであらう。然し更に一步ふみ込んで言へば、此の未通女とか處女とかいふ事の意味は或は今日我々の社會で云ふところの處女性とか貞操とかの問題ではなくて、月經とか年齢階級とか云ふ様なものが問題であつたのかも知れない。宣長も此の點に關して次の様な暗示めいた事を云つて居る。「裳登賣は裳登古に對して若く盛なる女を云稱なり、……又童なるを言ふこと多し」(裳登古とは、童なるをば云はず、申昔にも、元服するを壯士になると云るても知べし……) (記傳、全集本、一九〇頁)。

前述のヲトメが既婚者であるなしに拘はらず、概して若い女性に用ゐられたと同様、コといふ言葉も若い女性に對して或は女性を親しんで呼ぶに用ゐられてゐる。萬葉集開卷劈頭を飾る雄略天皇の御製

籠毛與 美籠母乳 布久思毛與 美夫君志持 此岳爾 榮採須兒 家吉閑 名舌沙根……

のコはおそらく處女であつたらう。また卷十一に、

新室 壁草刈邇 御座給根 草如 係逢 未通女者 公隨 (二三五一)

と並んで掲げられて居る、

新室 踏躑子之 手玉鳴裳 玉如 所照公乎 内等白世 (二三五二)

のコはもはや疑ひもなく未通女の意に用ゐられて居たものであらう。ところがこのコはまた、

朱羅引 色妙子 數見者 人妻故 我可戀奴 (一九九九)

あからけ したたけのきを しほひみれば ひとまご われこひぬし

黄葉之（黄葉） 過不勝兒乎（過不勝兒） 人妻跡（人妻跡） 見乍哉將有（見乍哉將有） 戀敷物乎（戀敷物乎）（二二九七）

等の用法に見る如く、人妻に對しても用ゐられてゐるのである。右の二首は他人の妻を指してゐるのであるが、自分の妻とも同じである。

佐徳度（佐徳度） 吾家上二（吾家上二） 鳴鳥之（鳴鳥之） 晉夏可思吉（晉夏可思吉） 愛妻之兒（愛妻之兒）（六六三）

薦枕（薦枕） 相卷之兒毛（相卷之兒毛） 在者社（在者社） 夜之深良毛（夜之深良毛） 吾惜責（吾惜責）（一四一四）

以上見る如くコはヲトメと同じく、未婚女性にも既婚女性にも同様に用ゐるが、然しだからと言つて、兩者は全然其の語義内容を同じくするとは言へない。先づ第一に、ヲトメはヲトコと云ふ語に對應する語であつたが、コは性的に對應するものを持たない。何故ならそれ自身が或る場合には男性をも指して云ふからである。コは却て親に對する子として世代（世代）の方で對應するものを持つのである。即ち宣長が、「……凡て古へは、男女ともに人を子とすること多し」と言つて居る通りである。

ところで此のコは、蠶、海鼠、粉、小松、小菅、兒島、綠子、若子等のコに通じ、結局此等から推して判斷するに、そのもともとの意味は「細—少—幼」ものと云ふ様なところであらうか。コが右の如くであるとすれば、また容易に、宣長が「子」とは、男をも女をも親みて言稱（親みて言稱）なり」と言つたことも理解出来るであらう。先に掲げた萬葉集の歌に見るところのコも亦「親みて言稱」である。

當時の人達は妻を呼ぶのに親愛の情を籠めてコと呼んだ。然しその氣持は妻の中に偉大なるもの、尊貴なるものを感じてと言ふよりは、むしろ可憐なるものとか、いとけなきものとか、さういふものを感じて呼んで居たのではなからうか。

註一 ヒコ・ヲトコのコはオヤ・コのコと同じであらう。そしてヒコはヒメ、ヲトコはヲトメにそれ／＼性的に對應してゐる。然

しオヤ・コのコ、或は本文に於ける場合の如き單獨のコは別に性的に對應するものを持たない。斯るコがヒコとか、ヲトコとかに熟すると男性となるのである。しかもそれがもと／＼女を意味するメが熟して出來たヒメとかヲトメとかに對應する語となる。そこに問題が在る様な氣がする。

註二

久摩乃 兩者零數 念子之 屋戸爾今夜者 明而將去 (一〇四〇) 此歌は前書、安祿親王宴三左少辨藤原八東朝臣家之日

内舍人大伴宿禰家持作歌一首とあるを見れば、意味がよく分る。また大夫任三統紫國一時阿部大夫作歌一首といふ、於久禮居而 吾者哉將戀 稻見野乃 秋芽子見都津 去奈武子故爾 (一七七二) 等の例もある。

註三

オヤに對應するものとしてのコに就いては第三節に述べる。

註四

記傳、余集本、一四七九頁。

註五

同右 九九四頁。

附 コナミ・ウハナリ

古事記によれば、神武天皇御東征の嗣、宇陀の高城で見宇迦斯を誅戮された時の御歌として次の如き歌が載せられて居る。

宇陀能。多加紀爾。志藝和那波留。和賀麻都夜。志藝波佐夜良受。伊須久波斯。久治良佐夜流。古那美賀。那許波佐婆。多知曾婆能。微能那那久袁。許紀志斐惠泥。宇波那理賀。那許波佐婆。伊知佐加紀。微能意富那久袁。許紀隨斐惠泥。……

さて、こゝに言ふところのコナミとかウハナリとかいふ言葉は一體何を指すのであらうか。倭名類聚鈔(夫妻類第廿九)によれば、

前妻 和名毛 一云 古奈
止豆女 美

後妻 和名宇
波奈利

とある。即ちコナミは前妻、ウハナリは後妻のことである。ところで今日の用語例としては、前妻とは既に死亡或は離婚したものを言ひ、後妻とはその後を迎へた者を言ふのである。従つて前妻・後妻が同時に夫を共有するといふ様な事はあり得ない。さういふ存在の仕方が若しあるとすれば、それは一般には二人の女のうち何れかと所謂妾として取扱はれてゐるに相違ないのである。即ち今日に於ては二人以上の妻を持つといふことは言はれないのである。ところが前掲の歌の意味を立てようとする、どうしても「前妻」「後妻」兩者の同時存在を認めねばならぬのである。之に關して橘守部も

今よく思ふに、古奈美と云は、既におのが世々になり離れ、又死別れなどせし本つ妻を云言とは見えず。
と述^{註一}べ、更に次の如く考證して居る。

楡桓家集に「船にのせなどするほどに、男も來たり。此うはなりこなみ一日一夜よろづの事を言ひかたらひて、つとめて船にのりぬ云々」此事大和物語にも出て、それに云ク「もとのめのもとに、筑紫より女をゐてすゑたりけり。もとのめも心よくかたらひゐたり(中略)此うはなりこなみ云々」とありて、男の二人妻もたるが、はやくよりもたるをば古奈美といひ、後にもちそへたるをば、宇波那理といひしさまなり(傍點筆者)。

ところでこゝに、律令の制定された時代に於ては既に重婚は禁ぜられてゐたが蓄妾は認められてゐたといふ事からして、コナミ・ウハナリの何れかは妾ではないか、といふ様な疑問も生ずるかも知れない。或は妾と言はぬまでも、古事記では須勢理毘賣を嫡妻・嫡后・太后、日本書紀では神武天皇、宣化天皇、欽明天皇の皇后方は正妃と記されて居るが、斯くの如く特定の御一方を他の妃方と謂はゞ正妻・側室といふ様に區別して居る箇處もある、丁度それに相當するのではないか、といふことも考へられやう。然し重婚の禁止とか蓄妾の認容とかは恐らく後代的な知識教養に基く一應の法制的處置であつたらうし、また記紀に於ける如き區別はむしろその編纂者達の道義的意識が然らしめ

たのである。従つて社會的事實としては、それ以前は勿論のこと、律令制定以後と雖も一般にはさう明確な區別の意識は未だ働いてゐなかつたのではなからうか。

後世には二人妻もてば、一人は嫡妻、一人は妾とすなれども、古へは必しも然らざりしと見えて、神樂春に「和禮乎支天。不多川萬止留也」などもよみ、……

と守部も言つて居る。また萬葉卷二の「柿本朝臣人麿妻死之後泣血哀慟作歌二首并短歌」は、一人の妻の死を悼んで二首作つたのではなく、二人の妻の死をそれぞれに悲しんで作つた二首なのである。

斯く見來れば、前妻・後妻は同時に一人の夫の「妻」であり得る。兩者の間に、倭名類聚鈔の立場から言へば、前妻・後妻の別があるにしても本妻・妾とか正妻・側室とか言つた様な區別は別段立てられて居ない。ところで新撰字鏡（親族部十一）によれば、

媼 古奈
彌 字波
嫌 那利

とある。然し漢字には媼なる字はなく、また嫌にはウハナリといふ様な意味はない。そこでコナミ・ウハナリに對して媼・嫌の字を用ゐてゐるそのことから字鏡の立場を考へるに、守部は次の如く述べてゐる。

新撰字鏡に「媼古奈美」とある媼字は、はやくよりの妻はおのづからに嫡妻の如くなるより、女君の意をとりて製たる文字と見え、又嫌宇波那理とある嫌字、既くよりの妻に、今一人の妻を兼たる意を以て製たる文字と見ゆ。書紀に、嫉妬をうはなりねたみと訓るも古き訓なるを、もとよりの妻が他女の嫌に成なむ事をねたむよしの語と聞ゆ。

之によつて見ると、字鏡は類聚鈔より三・四十年早く世に出た書であるに拘はらず、なか／＼穿つた立場を示して居るわけである。然し何れも平安朝時代の編纂であるから直ちに之を以て前掲の歌が歌はれた時代のコナミ・ウハナリ

といふ存在に關する意識或は少くとも、コナミ・ウハナリといふ言葉そのものゝ意味を推量しようと云ふのは少し無理であらう。そこで之も少々無理なのであるが、語源的立場から考察するに先づコナミについては或る學者は、

コナミの原義は大妻なるべしと考へらる。妻妾を分つに大妻・小妻の語を用いた例は支那に古くより見え、韓國では今もさう稱へて居る。韓語で大を *khennu* といひ、女性のことを *nn* といふから、韓語 *khennu-ann* (嫡妻) は大婦の義である。我が國語でも、イカ(嚴)などいふ語には大の義があるから、コナミは日韓共通の古語で大婦の意と思はれる。

と述べて居る。こゝに「妻妾を分つに……」とあるは既に考察した通り我が國の古代に對しては通用しないが、守部が字鏡の媼の字に關して指摘した「女君」の如き存在を「大婦」といふ意味でコナミと呼んだ、といふ事は考へられる説である。次にウハナリに關しては、宣長は、

宇波那理賀は後妻うはなりが之うはながなり、和名抄に……「同書に、前夫したを之したを太乎たを、後夫は宇波乎ともあれば、宇波うはは後の意なるべし、凡てのことに、前さきを下した云々といひ、後を上うへ云々といふたぐひ多し」……

と述べてゐる。こゝに言ふ「宇波は後の意なるべし」は守部が字鏡に就て考察した「今一人の妻を兼たる意を以て……」に通じてゐる。然し宣長の場合に於ては、或る學者註九が指摘した如く、ウハナリ註一〇のナリは一體如何なる意味か、少しも觸れられてゐない。そして今日に於ても此の問題は猶未解決の状態にあると言つて差支へないのである。註一一

然し以上見來つたところによつて、當時に於てコナミとかウハナリとか呼ばれる女性が如何なる存在の仕方をとつて居たものであるかは略々理解出來たことと思ふ。即ちコナミは「女君」、「大妻」、「大婦」といふ如き存在の仕方を取りながら、しかも夫の愛情はウハナリの方により多く滲がれてゐたのである。

(未完)

註一 「山彦册子」卷三「こなみ、うはなり」の條。全集本第八、一〇四—六頁參照。

註二 新見吉治「中古初期に於ける族制」(史學雜誌、二十ノ二、二三頁参照)。

註三 編纂者の道義的意識がどの程度に記紀の上に表現されてゐるかに就ては拙著「書紀編纂者の思想に就いて」(『日本諸學研究』第一・三輯所收)を参照されたい。また斯る意識の成立の背後には又那思想の影響があつたが(高橋俊乘氏の前掲論文の主眼點は之を明かにするにあつた)然し歴史的事實として、「妻の生家の身分・財産・妻の才智・容色・子女の有無・夫の愛情の濃淡などによつて」、「多くの妻の間で長く關係が絶えず、かつ生んだ子が家督を相続する様な時は、其の妻はおのづから後世の意味に於ける嫡妻と見ることが出来る」(高橋、前掲論文)さういふ地盤が既に準備されつゝあつたのである。

註四 高橋氏の前掲論文によれば、人麻呂の妻として萬葉集に載つて居る女が、前後四人あるらしい。其の中嫡妻と認むべき女が二人あつたらしい。賀茂貞淵はその「萬葉考」別記の中で、四人を通じて「總て妻と書いてあるのは後世の誤寫であると非難して、例へば卷二に柿本朝臣人麿妻死之後泣血哀慟作歌と題して二人の妻の死を悼んだ歌のあるのを、一人に對して所「竊通」娘子死之時作歌と改め、他の一人に對しては妻之死後悲傷作歌と書分けてゐる。しかしこれは明らかに貞淵の誤解であつて、通じて妻と書いてあるのこそ古意なのである。又鴻巣「全釋」二二三頁によれば、「この二首の長歌に詠まれた人麿の妻は、題詞の書き方から見ると同一人のやうであるが、内容から見るとどうもさうは思はれない。前のは忍んで通つて居たので、後のは同様して子までなした中である。」と言つてゐられる。

註五 宣長でさへ(記傳の中で、此等の字に關しては、「媼字は心得ず」(全集本、九七九頁)、「媛字は心得ず」(全集本、九八二頁)と言つてゐる。

註六 「字鏡」は昌泰(西紀八九八—九〇二)、「類聚鈔」は承平(西紀九三二—九三八)年間に成立した。

註七 金澤庄三郎博士「國語の研究」一二六頁。

註八 松岡靜雄氏は、「コ(子)の(之)アミ(母)の約一子持女の意」(『新編日本古語辭典』二三二頁)といつてゐるが此の説はとらぬ。

註九 記傳、全集本、九八二頁。

註一〇 金澤博士「國語の研究」一二七頁。
 註一一 金澤博士は「韓語に娶よのことを *marriage* といふから、ハナリは娶の意の古言である」(「國語研究」一二七頁)といつて居られるが、之に對し松岡靜雄氏は「ハナリは散髪さんぱつの謂で、之にウ(大)又はヲ(小)を冠してウハナリ、ヲハナリといひ、ウハナリは若い女のふさ〜とした散し髪を云ふのであらう」(「新編日本古語辭典」一〇九頁)と述べて居られる。又賀茂白樹氏は「本つ妻ある上に、なび、おく妻を言ふ、重の義なり」「日本語源」上二五一頁傍點筆者」と言はれるが、此等「娶はたり」「放はなり」「放」の諸説、何れも直ちに賛成しかねるのである。

前 目 次

カントの理性・道徳・宗教	文學士 大島康正
音樂に於ける意匠と表現(卷)	文學士 張源祥
カント「判断力批判」成立に關する一考察(卷前)	文學士 西田秀穂